別記様式第1号の2 (第3条関係)

消防計画作成(変更)届出書

	2017年 月 日
田川消防署長	n. X
	防火管理者
	住 所 福岡県田川市伊田1162-2
	氏名 加来 昭一 ⑩
	管理権原者 合同会社 おりじ
	住 所 福岡県田川市栄町9-8
	氏名 代表社員 加来 昭一 ⑩
	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)
別添のとおり消防計画	回を作成(変更)したので届け出ます。
防火対象物の所在地	福岡県田川市伊田町5番11号 電話 0947-85-8075 番
防火対象物の名称 (変更の場合は、) 変更後の名称	児童デイサービス ぱれっと
防火対象物の用途 その他必要な事項	(用途) 障がい児通所支援 (構造) 鉄骨 (複合用途防火対象 令別表第1(16)項イ)
変更の場合は、主要な変更事項	(階数) 2階 (使用延べ面積) 81.18 ㎡ (総延べ面積) 355.04 ㎡
	(建築年) 61 年 10 月 1 日 (収容人員) 15人
	(その他)
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

児童デイサービス ぱれっと

消防計画

第1章 総 則

[目的]

第 1条 この計画は、児童デイサービス ぱれっと(以下計画では「本対象物」と言う。)の防 火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の極 限防止を図ることを目的とする。

「 消防計画の適用範囲]

第 2条 この計画は、本対象物に勤務し又は出入りする全ての者に適用するものとする。

[防火管理者の権限と業務]

- 第 3条 防火管理者は、施設管理者 とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を 行うものとする。
 - (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
 - (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の自主検査及び消防設備等の点検 の実施とその指導監督
 - (4) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
 - (5) 収容人員の把握と安全管理
 - (6) 管理権原者に対する助言及び報告
 - (7) その他防火管理上必要な業務

「消防機関への報告及び連絡」

- 第 4条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告届出及び連絡を行うものとする。
 - (1) 消防計画の提出(変更の都度)
 - (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
 - (3) 消防用設備等の点検結果の報告
 - (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
 - (5) その他防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

[予防管理組織]

第 5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、火気使用器具等及び、消防用設備等の点検の検査を行う自主点検検査員を別表1のとおり指定する。

「 火元責任者の業務]

- 第 6条 火元責任者は、次の業務を行う。
 - (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
 - (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
 - (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
 - (4) 防火管理者の補佐
 - (5) その他防火管理について必要な事項

[自主点検検査の実施]

第 7条 自主点検検査の実施時期は、別表1のとおりとする。 別表1

	実	施月	日	松木昌笠
	外観点検	機能点検	総合点検	検査員等
消火器	随 時			防火管理者
警報設備	毎月1回以上			防火管理者
避難器具	毎月1回以上	年1回以上		防火管理者
誘導灯	随時		年2回以上	防火管理者
消火設備	随 時			
建築物等	随時			防火管理者
火気使用設備	就業後1回			
危険物施設等	随 時		年2回以上	
電気設備	毎月1回以上			防火管理者

「 点検検査結果の記録及び報告]

第 8条 防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物台帳」に記録するとともに消防用 設備等の機能、総合点検の点検結果については、1年に1回、消防署長に報告しなければなら ない。

第3章 火災予防措置

- [防火管理者への連絡事項]
- 第 9条 次にかかげる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要 な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項。

「 従業員の遵守事項]

- 第10条 本対象物に勤務するすべての者は、日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項 を遵守しなければならない。
 - (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かない。
 - (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
 - (3) 火災を発見した場合は消防機関に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
 - (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

[火気使用時の遵守事項]

- 第11条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
 - (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用後必ず点検を行い安全を確認すること。
 - (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
 - (4) 終業時には吸いがら等を指定場所へ集めること。

第4章 自衛消防活動対策

「自衛消防の組織と任務分担」

第12条 本対象物の自衛消防組織として<u>施設管理者</u>を自衛消防隊長とし自衛消防隊を別表2の とおり指定する。

[避難経路図等] ※ 避難経路図参照

第13条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防設備の設置位置及び屋外へ通じる避難経 路図を作成し、従業員すべてに周知徹底しなければならない。

第5章 警戒宣言発令時の対策

「目的]

第14条 この計画は、大規模地震対策特別措置法の趣旨に基づき、地震予知情報、警戒宣言が 発令された場合の防災上の必要な事前措置等の事項を定め、地震発生時の被害の未然防止及び 軽減をはかることを目的とする。

[従業員への伝達]

第15条 防火管理者は、地震予知情報、警戒宣言の発令を知った場合は、従業員に対し発令の旨を知らせ計画による措置対策をとるように指示すること。

「自衛消防組織」

第16条 地震予知情報、警戒宣言が発令された場合、自衛消防組織及び任務を編成替えをして 別表2のとおり定める。

「 情報収集及び伝達]

- 第17条 防火管理者は、情報の収集及び周知等を重点に行い、収集した情報を顧客等に伝達する場合は、混乱を生じないよう事前に用意した文例を活用して行う。
 - 2 情報の収集及び伝達を行う時は、電話の使用を極力さける。

[安全確保]

- 第18条 発令後営業は原則として自粛し、顧客に対して情報等を提供する。
 - 2 従業員の退社は、応急措置対策後周辺の混雑状況を十分に把握し、混乱に巻き込まれないように時差をつけて行う。

「 予防措置]

- 第19条 防火管理者及び従業員は、発令時に平常時の震災予防措置に加え次の対策を実施するものとする。
 - (1) 看板、窓枠、外壁等地震で落下しやすい物の補強
 - (2) 建物内に陳列、設置してある物件の転倒、落下防止措置
 - (3) 避難上必要な施設、防火区画、防火戸等の緊急検査
 - (4) 消防用設備等緊急点検
 - (5) その他

[出火防止]

第20条 発令時、厨房、ボイラー等の火気使用設備器具等の使用は、原則として中止する。また営業を継続する場合は、防火管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる体制及び消火器の増強等の安全措置を講じて使用する。

[訓練及び教育]

第21条 防火管理者は、応急措置対策に関する訓練及び教育を第26条に定める訓練及び教育 に合わせて実施する。

第6章 教育及び訓練

「 防災教育及び訓練の実施時期]

第22条 防火管理者は、従業員に対して次により防災教育及び訓練を行う。

種別	実施月日	内
防災教育	月1回以上	1 教育 ・消防計画の周知徹底及び従業員の任務について
総合訓練	年1回以上	・火災予防上の遵守事項について

部分訓練	通報連絡		・発災の周知要領及び避難誘導要領について ・震災対策について ・その他火災予防上必要な事項について
	消火	年2回以上	2 訓練 ・総合訓練は、それぞれの訓練を連携して総合的に行う。
	避難誘導		・部分訓練は、通報連絡、消火、避難誘導の訓練を個別に 行いそれぞれの任務及び行動の確認をする。

[訓練の実施報告]

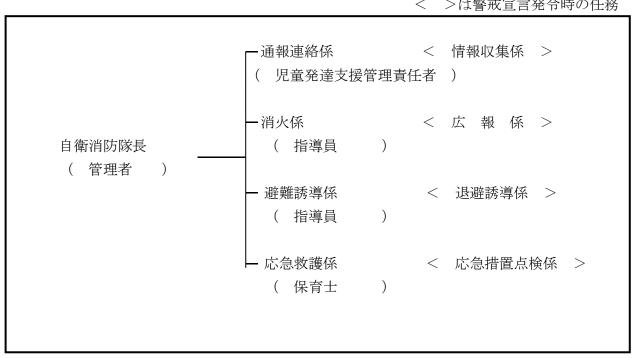
第23条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、消防訓練実施計画書を、消防署長に 通知するものとする。

附 則

この消防計画は、平成29年6月1日から実施する。

別表 2 自衛消防隊編成表

< >は警戒宣言発令時の任務



情報収集係・・・・・TV等により警戒宣言発令に関する情報の収集

広 報 係・・・・・放送等により顧客に情報を広報する

退避誘導係・・・・・・地震発生時被害の防止及び軽減のための対策(建物、ガス器具、ボイラー 等の点検)

応急措置点検係・・顧客に対し混乱防止をはかり誘導にあたる

施設の安全点検のためのチェックリスト 点検月日

	L 14-7-9	L 1A -L -L	判定	該当する場合の
点検項目		点検内容	(該当)	対処・応急対応等
施設	全体			
		傾いている。沈下している。		建物を退去
1	建物(傾斜・沈下)			要注意
		傾いているように感じる。		→専門家へ詳細診断を要請
2	建物(倒壊危険性)	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落は		要注意
		わずかである。		→専門家へ詳細診断を要請
		隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
3	隣接建築物・周辺地盤	周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への		建物を退去 要注意
		際接足案例の損傷や同辺地盤の地向れがめるが、他設への 影響はないと考えられる。		安/本息 →専門家へ詳細診断を要請
施設	L 大内部(居室・通路等			(4) 1次 (計画的例と文明
ルピロメ	(1770) (冶主 遮断者	-		÷ 3 ** .L
1	床	傾いている、又は陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。		立入禁止 要注意/要修理
		間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/安修理
				立入禁止
2	壁・天井材			要注意
		天井材のズレが見られる。		→専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落 も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透 は けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落は		点検継続
		わずかである。		→専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	お件・おカノへ	窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理
6	 照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
	W. 2) III S. 11) III S.	照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	じゅう器等	じゅう器(家具)等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
=n. /++	 - / -/-	書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備	寸 	1		1
1	電力	外部からの電力供給が停止している。(商用電源の途絶)		──代替手段の確保/要復旧
·		照明が消えている。		→(例)非常用電源を稼働
		空調が停止している。		
		停止している。		要復旧
2	エレベーター	警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者に連絡
	,	カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者又は消防機関に連 絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない(あふれている)。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキ	ーュリティ			
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している(通行不可である)。		要復旧
	pr市阳权·非市用田口	対策のできる(種コゴ・甲で多る)。		→復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意 (状況により立 入禁止)

自衛消防訓練実施結果記録書

実	施	日	時	年	月	日		時	分	から	時	分	まで
実	施	場	所										
実	施	範	囲	全	体 •	部 分	(ħ	東	階)		
訓(エ的る。	亥当すを な内容	想 つる口(こし、 い い で む 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記	定チ体す	□ 火 具体的な		地震	• 🗆	その作	也のジ	災害()
				□総	合訓:	練							名
訓 (記	練 ³ 该当す	項 目 ^る□!	等こチ	個別	消火訓	練		名		通報訓	練		名
エ人	ックを 員を記	る口にしている。	参加 3。)	訓練	避難訓			名					
							den))		名 ——
訓内	練	参 加		(うちパ 参加者内	ート・ア 訳:自衛 自衛 うち 本部		中核要員	i 名(う	名) ち	名 名 名 防災セ			名)
訓	練	指導	者	職			氏名						
結	果へ	の意		全体の									
記	録	作成	者	職			氏名						

- 備考1 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報 連絡、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練 をいう。
 - 2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。
 - 3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること。

4	主給杏表	(口告)	
=	十种省表	(H:字)	

検査実施者_

				24 2 、 	查 項				
		避難通路等の物	ガス器具の	電気器具の	火気使用設	吸殻	倉庫等の	終業時の	その他(トイレ
日	曜日	 品の有無(避難施	ホースの老	 配線老化・	備器具の異				内の可燃物・ゴ
		 設の維持管理)	化·	 損傷	常の有無	処理		認	ミ箱等の確認)
			 損傷						
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

(備考) 検査を実施し、良の場合は、○を不備のある場合は、防 火 管 理 者 ×を即時改修した場合は⊗を付する。なお、不備・欠陥がある場確 認

合には、直ちに防火管理者に報告する。

自主検査表 (定期)

実施項目及び確認箇所										
	(1) 柱・はり・壁・床									
		コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。								
	(2)	天井								
建		仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。								
物	(3)	窓枠・サッシ・ガラス								
構		窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、								
造		著しい変形等がないか。								
	(4)	(4) 外壁・ひさし・パラペット								
		貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上が								
		り等が生じていないか。								
	(1)	避難通路								
		① 避難通路の幅員が確保されているか。								
避		② 避難上支障となる物品等を置いていないか。								
難	(2)	階段								
施		階段室に物品が置かれていないか。								
設	(3)	避難階の避難口								
		① 扉の開放方向は避難上支障ないか。								
		② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。								
		③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。								
	(1)	厨房設備								
火気		① 可燃物品からの保有距離は適正か。								
使		② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。								
用設備		③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。								
備器	(2)	ガスストーブ、石油ストーブ								
具		① 自動消火装置は適正に機能するか。								
		② 火気周囲は整理整頓されているか。								
雪		電気器具								
電気設備		① コードに亀裂、老化、損傷はないか。								
備		② タコ足の接続を行っていないか。								
		③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。								
そ										
他										
	検査	连集施者氏名	里者確認							

なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。